指定証返納届

覚醒剤取締法第30条の５において準用する同法第10条第１項（第11条第２項）の規定により、覚醒剤原料取扱者の指定証を返納します。

令和　　年　　月　　日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏名（法人にあっては、名称）

岩手県知事　様

|  |  |
| --- | --- |
| 指定の種類 |  |
| 指定証の番号 | 第　　　号 | 指定年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 業務所 | 所在地 |  |
| 名称 |  |
| 指定証返納の事由及びその事由の発生年月日 |  |